

◎新潟県告示第1311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり三国川頭首工管理規程、宇田沢川頭首工管理規程及び五十沢川頭首工管理規程の変更を認可した。

平成30年12月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
南魚沼市田崎741番地4
五城土地改良区
- 2 認可年月日
平成30年9月20日
- 3 認可した管理規程の概要
 - (1) 三国川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - (2) 宇田沢川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項
 - (3) 五十沢川頭首工管理規程
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項